

石塚駐在所だより

令和7年5月号



消費者庁主催「消費者月間」

★消費者月間とは★

毎年5月を消費者月間とし、地球環境に配慮したグリーン志向消費をテーマに、安全安心で豊かな社会を実現するための各種啓発活動です。この月間を通じ、悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。

★明日の地球を救うため、消費者にできること★

持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、自身の消費行動は地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚したうえで、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。

どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作る等、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで始めてみませんか。

★悪質商法被害に遭わないために！★

地球環境に配慮した消費行動は、前提として、安全・安心な消費生活の上に成り立っています。

最近では、悪質商法や詐欺が巧妙化して、消費者トラブルに遭うリスクも年々高まっています。

最近の悪質商法として、特に注意して貰いたい事例を紹介します。

屋根修繕業者を装う訪問販売に注意！

突然事業者が訪問し、「近くで工事をしていたら、お宅の屋根が浮いているのが見えた。このままでは雨漏りする。早く直した方がいい。」等と話し、時には屋根に登り、業者が事前に用意した壊れた屋根の写真を見せ、消費者の不安を煽って、実際には壊れていない屋根の修繕契約を締結させる事案が発生しています。

業者に言われるがまま契約することなく、家族に相談する、訪問業者を確認するなど、よく確認・検討し、すぐに契約しないように注意するとともに、断る場合は毅然とした態度で断り、有事の際は110番通報を心掛けましょう。



★不審に思ったらすぐに相談してください★

おかしいと感じたら、料金を支払う前に最寄りの警察署や消費生活センターに相談をしてください。警察安全相談電話は「#9110」へ。

自転車の安全で適正な利用

栃木県内では、令和6年中自転車に関係する事故が人身事故の約4分の1を占めています。

その内、自転車の7割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

※自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう※

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数が、頭部に致命傷を負って亡くなっています。

また、致死率はヘルメット非着用時は着用時と比べて約1.7倍まで高くなります。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットの着用をしましょう。

